

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日:令和3年3月26日

一般社団法人日本カバディ協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jaka.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「一般社団法人日本カバディ協会中長期基本計画」(2021年4月から2023年3月)という中長期計画を策定し、公表している。 計画策定に当たっては、理事会や実行委員会などの会議で、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	日本カバディ協会中長期基本計画 一般社団法人日本カバディ協会HP
2	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	現在、当協会事務局では、主に経済的理由から新規職員の定期採用を行っていない。しかしガバナンス・コンプライアンスの構築及び事業運営(計画立案、実施、評価、改善)等について、外部理事及び各委員会から幅広い意見を積極的に受けられる体制をとっている。今後もこの体制を継続、更に整備していく。 組織運営の強化に関する人材の育成体制は、各委員会が役割を遂行できるよう、新規を含めた体制を整備する。また、ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する顧問弁護士と、2021年度中に契約し、日常的なサポートを受けられる体制を構築する。	日本カバディ協会中長期基本計画 役員名簿 組織機構図
3	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3)財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	現状は数社のオフィシャルパートナー・会員による会費・寄附金の募集等で十分な財源を確保できていない。国際大会や海外遠征等はJSC助成金等を活用しているが、こちらも十分とは言えない。今後はイベントや大会回数を増やすことで積極的に広報活動を行い、スポンサーの開拓を、また体験会やイベントを実施することで新規会員の開拓・収入に繋げ、普及との両輪で自己財源を獲得していく。 会計処理に関しては、毎年3月の理事会で事業計画と予算を審議、4月～5月の理事会で事業報告と決算を審議し、監事による監査を受けている。その後、6月の総会で承認を受け、公表している。	日本カバディ協会中長期基本計画 事業計画 収支予算書 事業報告 収支決算書
4	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現在、外部理事の割合が6人で30%(目標割合25%)、女性理事の割合が3名で15%(目標割合40%)である。 外部理事に関しては、引き続きこの割合を維持または増加を視野に入れ次期役員(2022-2023年度)の改選までに準備する。 女性理事の割合が低い要因としては、女性競技者が少ないことがあげられる。引退した選手等に声をかけているが、結婚・出産等の理由もあり希望者がほとんどいないのが現状である。そのため女性理事候補者については、次期役員改選までに委員会等に参入させ育成し、2024年の役員改選時には女性理事の割合増加(15%→40%)を達成する。 また、役員候補者選考委員会規程等を整備し、2021年6月の役員改選時より適用する予定である。	役員名簿 組織機構図

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会では評議員を置いていないため、この項目は該当しない。	なし
6	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1)組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当協会はアスリート委員会を設置しており、最低年に1回委員会を開催している。委員会は現在男性3名、女性1名で構成されており、委員長には理事を入れ幅広い意見を組織運営に反映させている。しかしアスリート委員会に関する規程等は特に設けていなかったため、今後、2021年度中に策定し、より適正な運営ができるよう整備する。	専門スタッフ一覧(アスリート委員会名簿) アスリート委員会議事録
7	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事の定数は10名以上25名以内となっており、現在は19名の理事、1名の監事により理事会を構成している。メンバーは、女性、地方、法務関係者、大学教授等多様性を考慮し、また定時理事会年2回を含め最低年に4回は理事会を開催しており、実効性の確保に努めている。また、機関決定を迅速に行うため、8つの委員会を設け、理事を複数名配置している。	定款 役員名簿 組織機構図
8	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在、役員定年制に関する定めは設けていない。 今後、定年制の導入について検討し、2021年度中に役員選考規程に定める。	定款
9	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3)役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	現在、10年超に関する再任を制限するルール、規則、規程はない。また、当協会は2012年4月法人設立のため、現状で10年の在任期間を超える役員は存在しない。 再任制限への対応については、2021年度中に役員選考規程に定める。 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 ガバナンスコード遵守に係る関係規程・規則改定などの体制整備の検討及び手続きには一定期間を要することが見込まれるため、また、2022年はアジア競技大会が開催されることもあり、次回役員改選時(2022年6月予定)に該当者が生じた場合に限り、激変緩和措置を適用する。	定款

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4)独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、役員を選出は理事会での承認、社員総会の決議によって選任される。 役員候補者選考委員会設置に関しては、再任制限への対応と併せ、2021年度中に対応を検討する。	定款
11	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1)NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役員、すべての関係者に対する法令順守については倫理規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規定の見直しを適宜図る。	倫理規程
12	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、倫理規程、会員に関する規程、社員総会規程、理事会規程、専門委員会規程、経理規程、事務局規程等、現在の法人運営に必要な一般的な規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規程の見直しを適宜図る。	定款 倫理規程 会員に関する規程 社員総会規程 理事会規程 専門委員会規程 経理規程 事務局規程
13	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	事務局規程、情報公開規程、個人情報保護規程等、現在の法人業務に必要な一般的な規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規程の見直しを適宜図る。	事務局規程 情報公開規程 個人情報保護規程
14	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	役員報酬規程、給与規程等、現在の役員報酬等に必要な一般的な規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規程の見直しを適宜図る。	役員報酬規程 給与規程
15	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款をはじめ、経理規程、寄附金等取扱規程、特定費用準備資金等取扱規程等、現在の法人の財産に必要な一般的な規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規程の見直しを適宜図る。	定款 経理規程 寄附金等取扱規程 特定費用準備資金等取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること (5)財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	寄附金等取扱規程、特定費用準備資金等取扱規程等、現在の財政的基盤に必要な一般的な規程を整備している。 今後、社会的状況の変化など、組織運営に必要な規程の見直しを適宜図る。	寄附金等取扱規程 特定費用準備資金等取扱規程
17	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3)代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	現在、代表選手に関しては、年に一度の全日本選手権大会(開催要項に記載)の実績を基に、当協会強化部が公平かつ合理的に選考している。また、アスリートの権利保護を図るため、アスリート委員会を設置している。 ただ、競技の特性上で、明確かつ具体的な選考基準に係る規定を作成することは困難であることから設けていなかった。このため、代表選手を決定するまでの選考プロセス、選手の権利保護を明確にするため、今後、2021年度中に選手選考規程について検討し、2022年4月から適応できるよう整備していく。	2019全日本選手権大会要綱 専門スタッフ一覧
18	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4)審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現在、審判員は当協会審判部により認定されているが、規程の整備はなされていない。また審判講習会を行っているが、審判員が不足している状態なので、重要な試合は選手が兼任することが多い。 今後、2021年度中に審判選考規程について検討していく。	なし
19	[原則3]組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5)相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	現在、法令知識を習得するための研修会等も含め、今後体制の確保に取り組んでいく。 弁護士への相談ルートは確保できていないため、2021年度中に顧問弁護士と契約し、日常的なサポートを受けられる体制を構築する。	なし
20	[原則4]コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1)コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会に相当する倫理委員会を設置しており、最低年に1回委員会を開催している。委員会は現在、男性4名、女性1名の理事で構成されており、幅広い意見を組織運営に反映させている。 今後、役割と権限事項を明確にするためにコンプライアンス規程を、2021年度中に検討し、整備していく。	倫理規程 専門スタッフ一覧(倫理委員会名簿) 倫理委員会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4]コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2)コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	現在、構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者は配置されていない。 今後規程の整備と併せ、2021年度中に顧問弁護士と契約し、配置していく。	専門スタッフ一覧
22	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1)NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員に対しては、倫理規程において定められている法令順守の周知を行っている。また、競技団体等を対象に行われている研修会に、積極的な参加を行っている。 今後、当協会として、2021年度中にコンプライアンス教育のための計画を立案し、理事会等の機会に研修の時間を設け、コンプライアンス教育を実施していく。	倫理規程
23	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手、指導者に対して、コンプライアンス研修は実施していない。 今後、当協会として、2021年度中にコンプライアンス教育のための計画を立案し、強化合宿等の中でコンプライアンス研修の時間を設け、教育を実施していく。	なし
24	[原則5]コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3)審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在、審判員に対して、コンプライアンス研修は実施していない。 今後、当協会として、2021年度中にコンプライアンス教育のための計画を立案し、合宿や国内大会等の中でコンプライアンス研修の時間を設け、教育を実施していく。	なし
25	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(1)法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築すること	税務、会計等に関しては、会計事務所と契約し、サポートを日常的に受けられる体制を構築している。 法務に関しては、2021年度中に顧問弁護士と契約し、日常的なサポートを受けられる体制を構築する。	なし
26	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の日常処理は、適切に行い公正な会計原則を順守するため、会計事務所を含め複数のチェック体制を行っている。 決算においては、監事による監査報告書の提出を行っている。	監査報告書
27	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである	(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等に関しては、審査基準やガイドラインを遵守し、要綱等の定めに従って適正に処理している。理解を深めるため説明会には毎回出席し、日本スポーツ振興センターから定期的に現地検査も受けている。	JSCの助成金に係る要領

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(1)財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他)を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。また、2021年度までにウェブサイトへ順次掲載をしていく。	一般社団法人日本カバディ協会HP
29	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考に関しては、全日本選手権大会で当協会強化部により決定される旨を、大会要項に記載しHPに開示している。また、大会代表者会議でもチームキャプテンに伝えている。今後、2021年度中に選手選考規程を整備し、選手選考の基準と選手選考結果について開示していく。	2019全日本選手権大会要綱
30	[原則7]適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等については、「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明」を、当協会HPに開示している。	一般社団法人日本カバディ協会HP
31	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(1)役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反が生じないよう、定款に則り、事業管理をしている。また、契約締結の際は、利益相反の有無を確認を実施している。今後、倫理規程の見直し、利益相反取引に関する規程を2021年度中に策定する。	定款 倫理規程
32	[原則8]利益相反を適切に管理すべきである	(2)利益相反ポリシーを作成すること	現在、利益相反ポリシーは作成していない。今後、利益相反ポリシーを2021年度中に策定する。	定款 倫理規程
33	[原則9]通報制度を構築すべきである	(1)通報制度を設けること	現在、通報制度は設けていない。今後、内部、外部通報窓口の設定、通報制度に関する規程を2021年度中に策定する。	なし
34	[原則9]通報制度を構築すべきである	(2)通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	現在、通報制度は設けていない。今後、通報制度の運用体制について、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に2021年度中に整備する。	
35	[原則10]懲罰制度を構築すべきである	(1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	現在、懲罰制度は倫理委員会により調査がなされ、理事会に報告後、理事会により処分がなされる。今後、懲罰制度に関する規程を2021年度中に倫理規程に組み込む。	定款 倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	現在、理事会での決議により処分を行うことを原則としている。 今後、中立性及び専門性に配慮し、有識者の意見を聴けるよう顧問弁護士と契約し、2021年度中に組織体制を整備していく。	倫理規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	倫理規程第8条に、「本会のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする」と明記している。	倫理規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	今後出た場合には、処分における書面通知において、日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることができる旨を、2021年度中に倫理規程に明記する。	JSAAのHPに、自動応諾条項を採択している団体として公表されている
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	現在、危機管理マニュアルは策定していない。 今後、有事のための危機管理体制を事前に構築し、2021年度中に危機管理マニュアルを策定する。	なし
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、当協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、当協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	なし
42	[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1)加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織等の組織運営及び業務執行については、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を実施していない。 今後、当協会として、2021年度中にコンプライアンス教育のための計画を立案し、支部会やブロック会を通し、可能な限り指導、助言及び支援を実施していく。	支部名簿
43	[原則13]地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2)地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織等の運営者に対し、コンプライアンスの強化等の研修会は実施していない。 今後、当協会として、2021年度中にコンプライアンス教育のための計画を立案し、支部会やブロック会を通し、情報提供や研修会の実施等による支援を行なう。	支部名簿